

設問 1

X は、次の通りの意見をまとめる。

第 1 遺族である配偶者について一定の年齢位以上でないと受給者として認められないとする点が、憲法 25 条に違反しないか。

1 (1) 憲法 25 条 1 項は、「全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定する。そして同条 2 項は、国民が上記権利を営めるように、国は努めるという国政への指針を示している。

(2) 国民は同条 1 項によって、具体的な権利を付与されたものではなく、国の立法によって始めて、具体的な権利を付与される。そして、「健康で文化的な最低限度の生活」は、抽象的なものであり、諸般の事情を考慮した政策的な判断が必要となるから、裁判所としては、その判断資料、判断能力を有する国会の判断を尊重すべきである。

(3) そのため、上記についての合憲性は、当該立法が著しく不合理であり、立法についての裁量権の逸脱・濫用があったか否かによって判断すべきである。(朝日訴訟参照)

2 (1) 新制度が年齢制限を設けた目的は、遺族が就労によって自ら収入を確保することを促進するということにある。これは、一応の合理性がある。

(2) 他方、シングルマザー等は、子の世話をしないといけないので、就労が困難であるから年齢制限により、遺族年金を受給できないと生活するのが難しく、著しく不合理であるとの意見もありうる。

しかし、保育園や学童保育の充実化が進んでいることから、就労はそこまで困難とはいえない。また、遺族である妻が受給できなくとも、その子が受給でき(骨子第 3 の 3)、シングルマザーが受給する場合と、その子が受給する場合とでの差は月 2 万円しかない。

(骨子第 7 参照)

さらには、生活保護の制度も整備されている。

3、以上より、遺族である配偶者について受給資格として一定の年齢を設けることは、著しく不合理とまではいえず、裁量権の逸脱・濫用はなく、憲法 25 条について合憲である。

第 2 年齢制限について、遺族である夫と妻で年齢を区別していることは、憲法 25 条に違反しないか。

1、新制度では、受給資格が夫は 55 歳以上(骨子第 3 の 2)、妻 40 歳以上(骨子第 3 の 1)と年齢差を設けている。これは、男性と女性では、給与所得が 2 倍の格差があり、女性の方が低くなっていることや、男性と比較すると、女性は、正規雇用の職を得ることが得ることが困難であるであることを理由とするものである。そして、これらは、客観的な統計に基づくものである。

そのため、上記のように年齢差を設けること一応の合理性があるといえる。

2、以上より、遺族である夫と妻で年齢を区別している点は、憲法 25 条につき合憲で

コメントの追加 [Y.K1]: コメント

設問 1 について、設問 2 で反論しやすいようにし、解答のフローを簡略化することを意識して解答した結果、設問 1 の問題文の指示(議論をふまえて、批判的に意見をまとめる)にそぐわない解答になった感が否めない。

ある。

第3 新制度案が、現行制度のもとで遺族年金を受給してきた人にも適用され、新遺族年金の受給資格を満たしていないと、受給資格を喪失するとしている点が憲法25条に違反しないか。

1 (1) 新制度案が現行制度のもとで遺族年金を受給している人に適用された結果、受給権を失うことになるから、新制度案は既得権を侵害する。

(2) 上記は、新旧遺族年金制度の公平性を担保することを目的としたもので、一応の合理性がある。

また、遺族年金の受給資格を喪失する場合にも、5年間、従前の遺族年金の受給を認めるとする緩和措置をとっている（骨子第6）ことも考慮すると、上記は著しく不合理とまではいえない。

2、 以上より、上記は、裁量権の逸脱・濫用はなく、憲法25条につき、合憲である。
設問2

次のような反論が考えられる。

第1 設問1の第1の点について

1、 (1) すなわち、Xは、シングルマザーであっても、保育園等の充実化が進んでいるから、就労はそこまで困難とはいえないと主張する。しかし、保育園等の充実化が進んでいるとはいえ、未だ抜本的に状況が改善されているわけではない。

(2) また、妻が受給資格を有する場合と、子が受給資格を有する場合とで2万円の差しかないXは主張しているが、2万円という額は、決して小さい額とはいえず、この差は、子育てをするシングルマザーにとっては生活が困窮する原因となりうる。

(3) さらに、生活保護は、受給要件が厳格であることからすれば、生活保護制度があるからといって、遺族年金の受給資格に年齢制限を設けることが許容されることにはならない。

2、 私見

私見としても、上記反論に賛成であり、受給資格に年齢制限を設けることは、就労の促進という目的を考慮しても、上述のようなシングルマザーの負担を考慮すると、著しく不合理であり、立法裁量の逸脱・濫用があり、憲法25条に違反する。

第2 設問1の第2の点について

1、 生存権（憲法25条）については、国会に立法裁量があるとしても、当該立法による区別が合理的根拠のないものであれば憲法14条に違反する。そのため、夫と妻について受給資格に年齢差を設けている点の合憲性については、区別についての立法目的が合理的根拠がないか、又は当該立法目的と区別に合理的関連性がない場合には、違憲となると解すべきである（国籍法事件参照）との反論が考えられる。

2、 私見

(1) 上記の反論は妥当であると考える。そこで、この判断基準で合憲性を検討する。

本件で、立法目的は、就労状況、収入の実情の男女格差を是正することであり、これは区別の合理的根拠があることは否定しがたい。

(2) 次に手段について、上記のような男女格差があることを考慮して、受給資格をもうけることは、一定の合理性があることは否定し難い。

しかし、男女共同参画の動きがすすみ、状況が改善しつつあることをふまえると、15歳もの大きな差を設けることは、立法目的と上記区別の合理的関連性がない。

(3) 以上より、夫と妻で受給資格に15歳もの年齢差を設けることは憲法25条、14条に違反する。

第3 設問1の第3の点について

1 憲法25条1項の生存権は立法がなされないと具体的権利として保障されているわけではないとXは主張する。これについて、立法がなくとも具体的権利である(学説)から、これについての国会の立法裁量はせまい。

そこで、合憲性については、重要な公共の目的のための、必要かつ合理的措置であるかどうかによって決すべきであるとの反論がありうる。

2、私見

(1) この反論には賛成できない。生存権についての立法については、政策的判断が必要になることから、国会の立法裁量を尊重すべきであり、Xの主張するような判断枠組みで、その合憲性を判断すべきである。

(2) 本件では、上述のように、経過措置が取られているが、それは5年間に限られており、しかも、3年目からは支給額が半減される(第6但書)ことから、この経過措置では、新制度案によって、受給資格という既得権を喪失したものの不利益を十分に緩和できていない。

(3) 以上より、現行制度のもとで遺族年金を受給している者にも新制度案を適用することは、著しく不合理であり、立法裁量の逸脱・濫用があり、憲法25条に違反する。

以上

第1 設問1

1 「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法 25 条 1 項)を下回り違憲である。

2 年齢による差別が憲法 14 条 1 項に違反し、違憲である。

年齢による差別は社会的身分による差別であるから、区別の目的が重要で区別が目的との間で実質的関連性がない限り違憲である。

年齢が若くても、必ずしも収入が得られるとは限らないから、目的との間で実質的関連性がなく、違憲である。

3 性別による差別が憲法 14 条 1 項に違反し、違憲である。

性別による差別は社会的身分による差別であるから、区別の目的が重要で区別が目的との間で実質的関連性がない限り違憲である。

女子であったとしても、必ずしも収入が得られないとは限らないから、目的との間で実質的関連性がなく意見である。

4 憲法 25 条 1 項に違反し、違憲である。

制度後退禁止の原則違反、生存権は生きる権利そのものの、1 項 2 項峻別論からすると、消極的防貧施策だから、判断の結果・過程に重要な事実の基礎を欠くか、考慮不尽、他事考慮、評価の明白な合理性の欠如があり社会通念上著しく妥当を欠くときは裁量の逸脱濫用として違憲。

5 年で自活できるという評価は合理性を欠いている。3 年目からは支給額が半減しても大丈夫という評価は合理性を欠いている。

第2 設問2

1

(1) 最低限度の性格を下回らないから合憲と反論される。

(2) 私見としては、子育ての負担があるから、年齢が若くても十分な収入のある職をみつけるのは難しく、最低限度の生活を下回ると考える。

2

(1) 年齢は社会的身分ではないから合憲と反論される。

(2) 私見としては、年齢は社会的身分ではないから合理的根拠があるかで判断し、そうすると、確かに年齢ごとに収入に差が出ており、合理的根拠はあるため、合憲であると考え

3

(1) 特別意味説の考え方をとるべきではないため、合理的根拠があるかで判断し、そうすると合憲である。

(2) 私見としては、性別は歴史的に差別を受けてきたから原則で不合理な差別であることが推定されると考え、特別意味説を採用し、区別の目的が重要で区別が目的との間で実質的関連性がない限り違憲であると考え。もっとも、男女に著しい収入格差があることに

鑑みると、区別と目的との間に実質的関連性があると考ええる。

4

- (1) 生存権は抽象的相対的権利であるから、広範な裁量が認められる。そのため、著しく不合理であることが明白でない限り、合憲であると反論する。
- (2) 私見としては、生存権は抽象的相対的権利であるから、広範な裁量が認められる。そのため、著しく不合理であることが明白でない限り合憲であることを前提とし、激変緩和措置が取られているため、合憲であると考ええる。

憲法

第1 設問1

1 新制度案第3条1項、2項は、現行制度で遺族年金を受給している者の生存権（憲法（以下略）25条）を侵害し、違憲である。

（1）まず、同条1項が「権利」と規定する以上、同項はプログラム規定と解すべきではない。もっとも、具体的な法律の制定によって具体的権利となる抽象的権利を定めているといえる。

本問では、遺族年金を受給する権利が具体的権利となっている。そして、同項が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する以上、その限度において、上記権利が保障されているといえる。

（2）では、「健康で文化的な最低限度の生活」を下回っているといえるか。

堀木訴訟の判旨は、生存権の実現にあたっては、「健康で文化的な最低限度の生活」の抽象性、国の財政事情への考慮の必要性、社会福祉給付における専門技術的判断の要請から国に広い裁量が認められるとしている。

もっとも、本問では遺族年金受給者の同年金を受給する期待的利益が侵害されていることから、堀木訴訟とは事案を異にし、広範な裁量は認められない。

そこで、種々の事情を考慮した上で、基準の切り下げが国民に過大な不利益を及ぼすような場合に限り、裁量権の逸脱・濫用となり、「健康で文化的な最低限度の生活」を下回ると解する。

（3）本問では、現行制度で遺族年金を受給していた者が、新遺族年金の受給資格要件を満たさない場合、同年金を受給できなくなり、生活上多大な不利益を被ることになる。また、新制度案には経過措置も定められている（新制度案第6条）が、5年間ずっと同額の年金を受給できるわけではなく、3年目からは支給額が半減されることになっており、十分な不利益緩和措置とはいえない。

したがって、現行制度で遺族年金を受給している者に対して過大な不利益を及ぼすものであるから、国は裁量権を逸脱・濫用しており、「健康で文化的な最低限度の生活」を下回っている。

よって、新制度案3条1項、2項は25条1項に反し、違憲である。

2 次に、新制度案は、受給資格が認められる年齢について男性と女性とで別異に取り扱っているため、14条1項に反し、違憲である。

（1）同項の「平等」は、合理的区別を許容する相対的平等をいう。そこで、合理的区別といえるかを検討する。

- (2) 本問では、同項後段列举事由である「性別」に関する別異取扱いがなされている。また、区別されている同年金を受給する権利は、人の生活に重大な影響を与える重要な権利である。

したがって、別異取扱いの合憲性は厳格に、目的がやむにやまれぬものであり、手段が必要不可欠かつ必要最小限度であるといえるかで判断する。

- (3) 本問では、目的は男女間の就労状況、収入の格差の是正にある。もっとも、このような区別を定めることによって、かえってそのような格差を助長する可能性があり、目的との関係で逆効果である。したがって、手段が適合性を欠く。

また、男性に対して、大きな不利益を与えるものであるから、最低限度といえず、手段の必要性を欠く。

したがって、上記別異取扱いは 14 条 1 項に反し、違憲である。

- 3 次に、新制度案は、遺族の範囲について年齢によって別異に取り扱っており、14 条 1 項に反し、違憲である。

- (1) 年齢は、同項後段に列举されていない。もっとも、同列举事由は例示列举であり、年齢は同事由に類するものであるから、それらと同様に厳格に審査すべきである。

また、前述のとおり、重要な権利について別異取扱いがなされている。

そこで、2 と同様に厳格な基準によって判断すべきである。

- (2) 本問では、目的は遺族の就労促進にある。しかし、配偶者をなくした者に子がいる場合、子育ての負担があり、年齢が若くても十分な収入を得ることは難しい。そうだとすれば、年齢が若いことを理由に給付がなされないとなると、生活上の不利益が大きい。

そこで、手段が必要性を欠き、必要最小限度といえない。

したがって、上記別異取扱いは 14 条 1 項に反し、違憲である。

第2 設問 2

- 1 新制度案第 3 条 1 項、2 項は、現行制度で遺族年金を受給している者の生存権を侵害し、違憲か。

- (1) まず、遺族年金を受給する権利が具体的権利となっており、「健康で文化的な最低限度の生活」の限度で同権利が保障されていることは設問 1 の通りである。

- (2) では、「健康で文化的な最低限度の生活」を下回っているといえるか。

ここで、期待的利益が侵害されているからといって、裁量の範囲を狭く考えることは妥当でないとの反論が想定される。なぜなら、一般に後法は前法を破るとされているにもかかわらず、前法が憲法的効力を持ち、後法によるその変更が許されないとするのは妥当でないからである。

私見としては、確かにその通りであり、また、最低限度を超えて給付がなされていた場合に、最低限度を超える部分の切り下げまでが厳格に審査されるべきではない。

そこで、判断の結果又は過程が社会観念上著しく妥当を欠く場合に、裁量権の逸脱・濫用が認められると解する。

- (3) 本問では、新制度案に経過措置が定められている。ここで、遺族の自活を促すためにも受給額を徐々に減らすことにも合理性があり、5年もあれば十分に自活は可能であるから、裁量権の逸脱・濫用はないとの反論が想定される。

確かに、5年間で自活が可能かは議論のあるところである。しかし、遺族の自活を促す上でも経過措置を設けることは必要であり、これによって、受給者の不利益は緩和されているといえる。

そこで、判断の結果又は過程が社会観念上著しく妥当を欠くとはいえず、裁量権の逸脱・濫用は認められない。

したがって、「健康で文化的な最低限度の生活」を下回っているとはいえない。

- (4) よって、新制度案は25条1項に反せず、合憲である。

- 2 次に、新制度案は性別による別異取扱いをしている点で14条1項に反し、違憲となるか。

- (1) まず、「平等」が合理的区別を許容する相対的平等をいうことは設問1の通りである。では、本問の別異取扱いは合理的区別といえるか。

- (2) まず、本問では「性別」による区別がなされており、同項後段列举事由は歴史的に差別の頻発した事由であるから、審査密度を上げる必要がある。もっとも、男性は平均的に収入が多く、遺族年金を受給する権利は、さほど重要な権利とはいえない。

そこで、目的が重要で、手段が目的との関係で実質的関連性を有するかによって合理的区別かを判断する。

- (3) 本問での区別の目的は、設問1の通りである。この目的は、男女共同参画社会の実現のため重要である。

ここで、収入によって合理的に区別を設けているのであって、男女間の格差を助長することはないため手段の適合性が認められるとの反論が想定される。確かに、収入の差によって支給年齢を変えることは合理的とも思えるが、それ自体がステレオタイプの男女間の収入格差を認めることになってしまうため、かえって格差を固定化してしまうおそれがある。そこで、手段が適合性を欠く。

次に、男性が54歳で配偶者を亡くした場合、あと6年ほどの収入で老後の生活を余儀なくされ、大きな不利益を及ぼすことになる。そこで、手段が必要性を欠く。

したがって、手段が実質的関連性を有しないため、合理的区別といえない。

- (4) よって、新制度案は14条1項に反し、違憲である。

- 3 次に、新制度案は年齢による別異取扱いをしている点で14条1項に反し、違憲となるか。

- (1) 本問では年齢による区別がなされているが、同項後段には年齢は列举されていない。ここで、同項後段列举事由は例示列举であり、厳格に審査する必要はない。

そして、権利の重要性については前述の通りである。そこで、前述の基準で判断する。

- (2) 本問の別異取扱いの目的は、遺族の就労促進にあり、国の財源にも限界があることを考慮すると、この目的は重要である。

そして、遺族年金の受給を減らせば、就労しなければならない状況になると考えられるから、手段の適合性が認められる。

ここで、遺族に子がある場合でも、近年では保育の充実化が進み、子を養育しながら就労するための障壁が取り除かれてきているため、金銭的不利益は大きくないとの反論が考えられる。確かに、子育てをしながらの就労は難しいとも思えるが、上記のように現在では保育が充実化し、難しくなくなっている。そうだとすれば、遺族に過度の不利益を与えるとはいえない。

したがって、手段の必要性も認められ、手段が実質的関連性を有するといえる。よって、合理的区別である。

(3) 以上より、新制度案は 14 条 1 項に反せず、合憲である。

以上

第1 設問1について

1 Xは、25条1項が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、国民生活の状況等との相関関係において判断されるものであり、生存権は抽象的な権利であるから、行政府に一定の裁量が認められることを前提として、以下の通り、意見をまとめるべきである。

2 立法府の判断が、重要な事実の基礎を欠くか、判断過程が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかである場合には、その裁量権の逸脱濫用があったものとして違憲となる。

3 遺族の範囲（新制度案第3）について

遺族が就労によって自ら収入を確保することを促進することを目的とし、年齢が高くなると職を得ることが難しくなるため、遺族年金を支給するという考え方もあり得るが、家計を支えていた配偶者を亡くした夫や妻に子がいる場合、子育ての負担があるので、年齢が比較的若くても十分な収入のある職を得ることが難しいということが考慮されていないという考慮不尽がある。

また、生活保護を受けることができるからといって、生活保護以外の社会保障制度の憲法適合性をしっかり検討しなくてもよいとすることは考慮不尽、他事考慮にあたる。

したがって、遺族の範囲は、立法府の判断の裁量権の逸脱濫用があったものとして違憲となる。

4 年齢による区別（新制度案第3）について

(1) 被保険者死亡時、一定の年齢以上でなければ遺族として新遺族年金を受給できないとされているという年齢による区別は、平等原則（14条1項前段）に違反するとして、立法府の判断の裁量権の逸脱濫用があるとして違憲となる。

ア 人には、事實的、実質的差異がある以上、「平等」（14条1項前段）とは、相対的平等を意味し、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的取扱いを禁止する趣旨であると解する。それゆえ、区別することの立法目的に合理的な根拠が認められない場合、又はその具体的な区別と立法目的との間に合理的関連性が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として14条1項に反する。そして、年齢は、「社会的身分」にあらず後段列举事由ではないものの、自らの意思で変えられないものであり、年齢のみを基準として対象者を選択することは同項に違反し得るため、厳密に検討すべきである。

イ 上記3の新制度案第3の目的や考え方に照らし、区別することの立法目的に合理的な根拠が認められないとはいえない。もっとも、家計を支えていた配偶者を亡くした夫や妻に子がいる場合、子育ての負担があるので、年齢が比較的若くても十分な収入のある職を得ることが難しく、具体的な区別と立法目的との間に合理的関連性は認められない。

したがって、年齢による区別は、平等原則に違反する。

(2) よって、年齢による区別は、違憲となる。

5 性別による区別（新制度案第3）について

(1) 夫と妻で受給資格が認められる年齢について区別するという性別による区別は、平等原則に違反するとして、立法府の判断の裁量権の逸脱濫用があるとして違憲となる。

ア 平等原則に違反するか否かは、上記 4 アの判断基準に従い判断する。そして、「性別」による区別は、後段列举事由であり、厳格に判断すべきである。

イ 上記の通り、上記目的は合理性を有するといえる。もっとも、夫は妻よりも 15 歳も年齢が高くななくては遺族年金を受給できないというのは、女性と比べて男性は、十分な収入を得ることができる職について働くものだというステレオ・タイプの発想に基づいている疑いがある。また、男女の就労状況、収入の実情に大きな格差があるとしても、性別により区別することで、かえって女性の就労促進にもつながらず、現状を固定化することにもなりかねない。そのため、性別による区別と立法目的との間に合理的関連性があるとはいえず、平等原則に違反する。

(2) よって、性別による区別は、違憲となる。

6 受給資格を喪失する（新制度案第 5）としている点について

(1) 既に存在していた基準は、25 条 1 項を具体化して、「最低限度の生活」を営むために必要な保護を定めているから、被保護者には、同基準に基づく給付を受ける憲法上の権利が認められ、被保護者の生存に不可欠な生活上の権利の制限である。また、その基準の引き下げについては被保護者の信頼・期待利益を無視できないことから、立法府の裁量権の行使は慎重になされるべきである。したがって、基準の引き下げには、裁量権が認められず、その引き下げを必要とする、やむにやまれぬ事情があり、引き下げが必要最小限度のものでなければならない。

(2) 新旧遺族年金制度の下での公平性を担保するという目的は、やむにやまれぬものであるとはいえない。したがって、受給資格を喪失するとしてる点については、立法府の裁量権の逸脱濫用があり、違憲であるといえる。

7 5 年間の経過措置（新制度案第 6）について

5 年間で自活できるようになるかは疑問である上、3 年目から支給額が半減されることについて合理的な理由がなく、考慮不尽があるといえる。

したがって、5 年間の経過措置について、立法府の裁量権の逸脱濫用があったといえ、違憲となる。

第 2 設問 2

1 第 13 遺族の範囲について

(1) X の意見への反論

子を養育しているシングル・マザーやシングルファザーが就労するための障壁は取り除かれており、新制度案による場合と旧制度による場合を比べても、家庭全体で見れば 1 ヶ月あたり 2 万円の差が生じるに過ぎない。また、生活保護による経済的支援を受けることもできることから、立法府に広範な裁量があることに鑑みると、裁量の範囲内であり合憲であるとの反論が考えられる。

(2) 私見

社会保障制度を検討するにあたっては、国の財政状況が無視できないことから、社会保障制度と生活保護との併給の点なども含め、立法府の広範な裁量に委ねられていると解する。

そうだとすると、上記反論の通り、生活保護による経済的支援を受けられることを考慮して、遺族の範囲を新制度案第3のように定めたとしても、考慮不尽、他事考慮があるとはいえず、25条1項に反しない。

よって、新制度案の遺族の範囲に関する定めは合憲である。

2 第14 年齢による区別について

(1) X の意見への反論

ア 年齢による区別の合理性は、後段列举事由ではなく、緩やかに判断すべきである。

イ 年齢が高くなると職を経ることが難しくなるのは事実であり、具体的な区別と立法目的との間に合理的関連性は認められないとはいえない。

したがって、年齢による区別は、平等原則に違反せず、合憲である。

(2) 私見

ア 年齢による区別の合理性の判断の厳格度は、上記反論と同意である。

イ 新制度案の目的が上記の通りであることから、職を得ることが難しくなる年齢が高くなる人に対して、遺族年金を支給することにより、遺族の生活を守ることには合理的関連性が認められるといえる。

したがって、年齢による区別は、平等原則に違反せず、合憲である。

3 第15 性別による区別について

(1) X の意見への反論

男女の就労状況、収入の実情を見ると、女性の場合、非正規雇用の職員・従業員が多いことから、給与所得者の年収では男女で2倍の格差があり、40歳代、50歳代であっても1.5倍の格差がある。このような現状において、女性の遺族の生活を守るためには、上記区別をすることが必要であり、具体的な区別と立法目的との間に合理的関連性が認められるといえる。

したがって、性別による区別は、平等原則に違反せず、合憲である。

(2) 私見

確かに、上記反論ももっともであるが、男女共同参画の動きが進む中で、変わりつつある現状に鑑みると、安易に積極的是正措置をとることは避けるべきである。そのため、現状が変わりつつある以上は、性別による区別と立法目的との間に合理的関連性があるとはいえない。

よって、性別による区別は、平等原則に違反し、違憲である。

4 第16 受給資格を喪失するとしている点について

(1) X の意見に対する反論

ア 上記の通り、社会保障制度を検討するにあたっては、国の財政状況が無視できないことから、生存権を具体化する法律について立法府には広範な裁量があり、法律について広範な裁量がある以上は、それを取りやめることについても広範な裁量があるといえる。そのため、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用となるような場合を除き、同項違反の問題は生じないと解する。

イ 不公平感をなくすという理由に基づき、受給資格要件を旧遺族年金受給者に適用する法律を定めることは著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱濫用があるとはいえない。

したがって、受給資格を喪失する点については、25 条 1 項に違反せず、合憲である。

(2) 私見

ア 一度具体化された「最低限度の生活」を営むための権利及びそれに対する期待的利益も保護すべきであるから、判断基準については X に同意する。

イ X の意見の通り、公平性を担保するという目的はやむにやまれぬものであるとはいえない。また、仮にやむにやまれぬものであるとしても、月十数万円の収入がなくなるといのは、受給者の生活への影響が大きく、引き下げが必要最小限度のものであるともいえない。

したがって、受給資格を喪失するという点については、立法府の裁量権の逸脱濫用があるといえ、25 条 1 項に反し、違憲である。

5 第 175 年間の経過措置について

(1) X の意見に対する反論

上記の通り、受給資格要件を旧遺族年金受給者に適用する法律を定めることでさえ、著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱濫用があるとはいえない。そのため、これを緩和する経過措置については、なおさら政策的判断として裁量の逸脱濫用があるとはいえない。

したがって、5 年間の経過措置については、25 条 1 項に反せず、合憲である。

(2) 私見

旧遺族年金受給者の個々の現状に鑑みず、一律に経過期間を 5 年間とし、3 年目から支給額が半減することについては、生存権の重要性に鑑みて、考慮不尽があるといえる。

したがって、5 年間の経過措置については、立法府の裁量の逸脱濫用があり、違憲である。

以上

令和5年司法試験 憲法

第1 設問1

1 新制度法案第3は、40歳未満の妻、55歳未満の夫の新遺族年金給付を受ける権利を侵害し、違憲である。

25条は、健康的で文化的な最低限度の生活を保障している。

同権利は、権利を規定したものであるから、明文の定めがある場合に具体的な権利になるものと解するべきである。

本件では、新制度案の存在によって、40歳未満の妻、55歳未満の夫の新遺族年金給付を受ける権利が保障される。

同年齢未満の者は、新遺族年金給付を受けることができないから、同権利は制約されている。裁量が狭いので、立法府の裁量が不合理な場合に合憲となる。

目的は、被保険者の死亡後の遺族の生活を守りつつ、遺族が就労によって自ら収入を確保することを促進することであり、この目的が重要ではないとはいいがたい。

シングルファザー・シングルマザーは子育ての負担があるから、年齢を理由に遺族年金が支給されないと健康的で文化的な生活を営めなくなる。生活保護などの経済的支援は、要件を満たさないことにより受けられない可能性がある。そのため、立法府の裁量は不合理であり違憲である。

2 新制度法案第3は、男性と女性で受給資格が認められる年齢について区別しており14条1項に反し違憲である。

法内容が平等でなければ法適用の結果も不平等となるから、「平等」とは法内容の平等もさす。各人には実質的な差異が生じることから、合理的な区別を許容する実質的平等を意味するところ、合理的な区別として許容されるか。

14条1項後段は、民主主義の理念に照らし不合理と認められる区別を列挙しており、本件は14条1項後段のうち「性別」による区別である。

そこで目的が重要で手段が効果的で過度でない場合合理的な区別として許容される。

目的は、被保険者の死亡後の遺族の生活を守りつつ、遺族が就労によって自ら収入を確保することを促進することであり、この目的が重要ではないとはいいがたい。

男女共同の動きが進む中で、受給資格において男女で年齢差を設けると女性の就労促進にもつながらず、適合性がない。

したがって、違憲である。

3 新制度法案第5は、従前の制度を不利益に変更するものであるところ、従前の地位をベースラインとして、不利益変更は禁止されている（不利益変更禁止の原則）。したがって、新制度法案第5は違憲である。

仮に不利益変更禁止原則が認められなくても、新制度法案第5は、現行制度の元で遺族年

金を受給している人の遺族年金を受ける権利を侵害し違憲である。

従前の地位を低下させるものであるから、立法府の裁量は狭い。そこで立法府の裁量ที่ไม่合理である場合に違憲となる。

…で違憲である。

第2 設問2

1 新制度法案第3 25条違反

生存権は、国の責務を規定したにとどまる抽象的な権利であるとの反論が予想される。しかし、生存権が明文により定められた権利である以上、権利性は肯定すべきである。X主張のとおり、40歳未満の妻、55歳未満の夫の新遺族年金給付を受ける権利は保障され、制約されている。

生存権は、国民の文化の発達の程度、社会的経済的諸条件、国の財源等を総合して決するものである。そのため生存権にまつわる制度を構築するためには、立法府の裁量が広い、との反論が考えられる。

しかし、新制度法案第3は、一定の年齢に達していない配偶者について、年齢を理由にして異なる取り扱いをするものであり、憲法14条1項にかかわる問題である。そこで、立法府の裁量が著しく不合理である場合、違憲となる。

家計を支えていた配偶者をなくした夫や妻に配偶者がいる場合、子育ての負担がある中で、シングル・ファザーやシングル・マザーに遺族年金給付を支給しないと健康的で文化的な生活も営めないとの反論が予想される。

しかし、子を養育する障壁が取り除かれている現在、遺族年金給付により生活を保護する必要性は必ずしも高くない。生活保護等の経済的支援が必ずなされるとは言えないとしても、これらの状況と鑑みれば経済的保護としては十分であるというる。

新制度案では、配偶者が新遺族年金を受給できない場合、子が低額部分として月9万円を受給できるから、家庭全体でみれば2万円の差があるにすぎない。したがって、…である。

新制度案第5は立法府の裁量が著しく不合理とは言えず、合憲である。

2 新制度法案第3 14条違反

男性と女性では、平均年収が著しく異なっている。このように著しい差異がある以上、受給資格において男女で年齢差があることは当然である。

…で合憲である。

3 新制度法案5

社会生活上、制度を構築するには様々な事情を加味して行うべきであるから、不利益変更禁止の原則は認めるべきではない。

立法府の裁量を尊重すべきであるから、立法府の裁量が著しく不合理である場合、違憲となる。

新制度案では、経過措置が設けられており、今日の社会状況も鑑みれば、5年間で自活で

きるようになることは可能なはずである。3年目から支給額が半減されるが、十分生活を立て直さると考えられる。

新制度法案第5は立法府の裁量が著しく不合理とはいえず合憲である。

以上

令和 5 年 司法試験本試験 憲法 再現答案

第 1 設問 1

1 新制度案（以下「案」という。）は、新遺族年金の受給権について、一定の年齢に達している配偶者とそうでない者との間で異なる扱いをしている（案第 3）（以下「区別 1」という。）。これは、憲法 14 条 1 項に反する。

（1） 憲法 14 条 1 項は、法の下での平等を定めているところ、案第 3 は、憲法 25 条を具体化する法律について、区別 1 を生じさせている。

（2） もっとも、事柄の性質に応じた合理的区別は許されると解する。具体的には、区別の理由、問題となる権利の性質、その制約の態様、立法裁量等を考慮して判断する。

区別 1 は、年齢という本人の努力によって変えられない事柄についてのものであり、厳格な審査が妥当する。また、一定の年齢に達していない配偶者は、現行制度の下で遺族年金を受給できていたとしても受給資格を失う点で、制約の態様は強い。そこで、区別の目的が重要であり、区別が目的との実質的関連性を有するのでなければ、区別 1 は違憲と解する。

ア 区別 1 の目的は、遺族の就労促進にある。これは、これまで被保険者の収入によって生活をしてきた人について、就労して収入を得るようになってもらいたい、年齢が高くなると職を得るのが難しくなるという考え方に基づいている。しかしこれには、立法事実による支えがなく、重要な目的とは認められない。

イ また、家計を支えていた配偶者を亡くしたシングルファザー、シングルマザーは、子育ての負担があるため、年齢が比較的若くても十分の収入のある職を得ることは難しい。したがって、年齢による区別を設けても就労促進という目的は達成されず、区別 1 は目的との実質的関連性を有しない。

（3） よって、区別 1 は違憲である。

2 案第 3 は、新遺族年金の受給資格が認められる年齢について、男性と女性で区別をしている（以下「区別 2」という。）。これは、憲法 14 条 1 項に反する。

（1） 区別 2 は、「性別」という、憲法 14 条 1 項に列举されている事由についての区別である。これらは、通常区別することに合理性を有しないものとして列举されているものであるから、厳格な審査が妥当する。そこで、区別 1 と同様の基準により審査すべきと解する。

ア 区別 2 の目的も、遺族の就労支援にある。しかし、実質的には、男性は十分な収入を得ることができる職について働くものだが、女性はそうでないという男女の役割についてのステレオタイプに基づいている疑いがある。これには合理的根拠はなく、重要な目的とはいえない。

イ また、男女の就労状況、収入の実情に格差があるとしても、男女共同参画の動きにより状況は変わってきている。現状を踏まえて受給資格において男女で年齢差を設けると、現状を固定化し、かえって女性の就労促進につながらない。したがって、性別による区別は目的との実質的関連性を有しない。

(2) よって、区別 2 も違憲である。

3 現行制度の下で遺族年金の給付を受けている人が、新遺族年金の受給資格要件を満たさない場合、受給資格を喪失するとしている（案第 5）ことは、憲法 25 条 1 項に反し違憲である。

(1) たしかに、生存権すなわち「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（同条項）は、法律による具体化を待って初めて裁判規範たりえる抽象的権利である。しかし、いったん法律により受給権が形成された以上は、既に生じている受給権を消滅させることは、憲法上、生存権の制約に当たる。そこで、制度後退禁止原則により、制度の切り下げについてやむにやまれぬ目的があり、切り下げの程度が必要最小限度でない限り、案第 5 は憲法 25 条 1 項に反し違憲となると解する。

(2) 案第 5 が受給資格を喪失することとしている目的は、新旧遺族年金制度の下での公平性を担保するためである。しかし、新制度の下では受給できないのに、旧制度の下では同じ事情でも受給できている人がいるという不公平感などというものは、保護に値せず、やむにやまれぬ目的とはいえない。

また、経過措置があるとはいえ、受給資格を一切喪失させるのは、必要最小限度の切り下げとはいえない。

(3) よって、案第 5 は違憲である。

第 2 設問 2

1 区別 1 について

(1) まず、案は生存権を具体化する法律であり、国会に広い立法裁量が認められるから、厳格な審査は妥当しないとの反論が考えられる。

しかし、生活保護基準の改定に関する諸判決からして、そのような考え方は妥当しなくなってきたと考えられるから、X がいうのと同様の基準により判断すべきと解する。

(2) 区別の目的について、年齢が高くなると職を得るのが難しくなることは、事実に基づいているとの反論が考えられる。

これについては、女性がとりわけ 40 歳以上で新たに正規雇用の職を得ることが困難であることが統計上示されていることから、性別を問わずそのような傾向があるといえ、立法事実が存在するといえる。したがって、区別の目的は重要と認められる。

(3) また、保育園や学童保育の充実化により、シングルファザー・シングルマザーの就労障壁が取り除かれてきていること、彼らの金銭的不利益は家庭全体で見れば 1 か月あたり 2 万円の差とそれほど大きくはなく、また児童扶養手当や生活保護という手段もある等の反論が考えられる。

しかし、生活保護は厳しい要件を満たさなければ受給できないため、生活保護以外の社会保障制度の憲法適合性の検討において考慮すべきではない。したがって、区別は目的との実質的関連性を有しない。

(4) よって、区別 1 は違憲と解する。

2 区別2について

(1) まず、憲法14条1項列举事由に特段の意味はないため、厳格な審査は妥当しないという反論が考えられる。

たしかに、列举事由にあたっても、なお事柄の性質に応じた合理的区別といえる余地はあるのであるから、これらに法的な意味はないと解する。しかし、性別は本人の努力によって変えることのできないものである。

とはいえ、現代の社会福祉国家においては、形式的平等により社会的弱者となっている者に救済を与え格差を是正していくことも憲法上の要請であると考えらるべきであるから、厳格な審査は妥当しない。そこで、区別の目的が正当であり、区別が目的との合理的関連性を有するのであれば、区別2は合憲と解する。

(2) 区別2の目的について、当該区別は男女の就労状況、収入の実情には大きな格差があるためであるとの反論が考えられる。

たしかに、女性の場合非正規雇用の職員、従業員が多いことや、就労状況、収入の実情に男女間で格差があることには統計上の裏付けがあることから、区別の目的は正当と認められる。

(3) また、Xのいうように、現状を踏まえて男女に年齢差を設けると現状の固定化につながるとの批判が考えられる。しかし、いくら男女共同参画により状況が変わってきているとはいえ、現状窮境に置かれている者には、将来における事情の変動を考慮せず、現状を踏まえて適切な保護を与えるべきである。したがって、区別2は目的との合理的関連性を有する。

(4) よって、区別2は合憲である。

3 生存権侵害の点について

(1) 「健康で文化的な最低限度の生活」は、抽象的・相対的なものであり、我が国の文化的社会的諸条件により変動しうる概念であるうえ、財政事情にも左右されるものであるから、その具体化には高度の政策的考慮を必要とするため、広い立法裁量が認められるとの反論が考えられる。

当該反論は正当であり、Xのいうような制度後退禁止原則による厳格な審査は妥当しない。しかし、現行制度の下で遺族年金を受給している人の生活への影響は軽視できないため、その者らの期待的利益に配慮すべく、裁量は限定されると解する。そこで、立法の内容又は過程が著しく不合理といえる場合、立法裁量の逸脱・濫用により、案は憲法25条1項に反し違憲となると解する。

(2) 新旧遺族年金制度の下での不公平感は、遺族年金制度の趣旨と関連性を有さず、これを考慮した判断過程には他事考慮の違法がある。

また、遺族年金の受給資格を喪失する者については、経過措置として5年間従前どおりの受給を認めている（案第6）。しかし、家計を支えていた配偶者を亡くした者が5年間で自活できるようになるとの評価は、明白に合理性を欠く。また、3年目から支給額が半減さ

れる点についても、3年間で自活のめどが立つとの評価は猶更不合理である。

(3) よって案の立法過程は著しく不合理であり、立法裁量の逸脱濫用があるため、憲法25条1項に反し違憲である。

以上

第一 設問1

1. 遺族年金の受給について年齢要件を定める新制度案第3の憲法（以下法令名省略）14条1項への適合性について

(1)新制度案は、妻については40歳以上であることを、夫については55歳以上であることを受給要件としており、これらの年齢要件を満たす者と満たさない者とを区別している。そこで、このような区別をすることが平等原則に反し違憲とならないかが問題となる。

(2)14条1項は、個人の差異を前提として具体的事柄に即応した区別を許容する相対的平等を内容とし、合理的根拠に基づかない区別は正当化されず、同項に反する。そして、合理的根拠に基づくか否かは、①区別の目的が正当で、②目的と具体的区別との間に合理的関連性があるかによって決する（国籍法事件判決）。そして、㊦区別が個人の努力では如何ともしがたい事由によるものであり、④それによって重大な不利益が生じる場合には、上記の判断は慎重になされるべきである（同判決）。

ア 上記の区別は、年齢によるものであるところ、人は時間の経過とともに老いるのであり、年齢は個人の努力では如何ともしがたい事由である（㊦充足）。そして、この区別により、年齢要件を満たす者は遺族年金を受給でき、満たさない者は一切受給できないところ、遺族年金は遺族の生計維持を目的とするものであるから、これを受給できるか否かは重大な不利益に関わる（④充足）。そのため、上記区別の合憲性は慎重に判断すべきである。

イ そして、新制度案の目的は、被保険者の死亡後の遺族の生活を守るとともに、遺族が就労によって自ら収入を確保することを促進するという点にあり、特に上記区別の目的は後者である。遺族が自ら収入を確保することができれば、その遺族の生活保障につながることから、この目的は正当であるといえる（①充足）。

そして、遺族年金を受給しなければ、生計維持のために就労する動機が生じることから、当該目的と上記区別との間には合理的関連性があるとも考えられる。しかし、子がいる夫婦の場合、一方が就労を、他方が育児を担当する夫婦も少なくない。そのような場合に就労を担当する者が死亡しても、他方が年齢要件を満たさないのであれば、遺族年金は受給できず、育児を放棄することもできないため、自ら就労して収入を得ることは困難である。また、そもそも被保険者の死亡時点で遺族が就労している場合もあり、この場合には上記の目的は妥当しない。これらを踏まえると、上記の目的と区別との間に合理的関連性があるとはいえない（②不充足）。

ウ したがって、上記区別は正当化されず、「差別」にあたる。

(3)よって、上記の年齢要件は、14条1項に反し、違憲である。

2. 遺族年金の受給について性別によって異なる年齢要件を定める新制度案第3の14条1項への適合性について

(1)新制度案は、妻については40歳以上、夫については55歳以上という異なる年齢要

件を設けている。そのため、例えば50歳の者について、その者が女性であれば遺族年金を受給でき、その者が男性であれば受給できない。このような性別による区別は、14条1項に反し違憲とならないか。

(2)上記区別が14条1項に反するか否かの判断枠組みは、上記の基準で行う。

ア 上記区別は、性別という自らの努力では如何ともしがたい事由によるものである(㊦充足)。また、この区別により、遺族年金の受給の可否が決められるところ、これは上記の通り重大な不利益にかかわる(㊤充足)。そのため、上記区別の合憲性は慎重に判断すべきである。

イ 上記区別の目的も、遺族が就労によって自ら収入を確保することを促進するという点にあり、これは正当なものである(㊤充足)。

もっとも、年齢要件について男女間で15歳の差が設けられているのは、男性は十分な収入を得ることができる職に就いて働くものだが、女性はそうでないというステレオタイプに基づくのであって、上記目的との関係で合理的関連性を欠く(㊥不充足)。

ウ したがって、上記区別は正当化されず、「差別」にあたる。

(3)よって、上記区別は14条1項に反し、違憲である。

3. 現行の受給資格を喪失する旨定める新制度案第5の25条1項への適合性について

(1)遺族年金制度は生存権保障に関するものであるところ、一旦旧制度で遺族年金の受給について定められた以上、それは「健康で文化的な最低限度の生活」として具体的に国民に保障される。

新制度案は、現行の受給資格を喪失する旨定め、遺族は、新制度案における受給資格が認められない限り遺族年金を受給できないとされる。これは、上記のような「健康で文化的な最低限度の生活」を下回るものであり、上記の生存権を制限する。

(2)このような制限は、公共の福祉による必要かつ合理的なものと認められない限り、正当化されない。そして、「最低限度の生活」を下回することは、個人の平穏な生活に大きな影響を生じさせることから、原則として許されず、合憲といえるためには、①目的がやむにやまれぬ公共の利益に向けられたものであり、②手段が目的との関係で必要最小限度のものであることを要する(制度後退禁止原則)。

ア 上記制限の目的は、新旧遺族年金制度の下での公平性を担保する点にある。もっとも、このような公平性は、抽象的なものであり、憲法上要求されるものではないため、やむにやまれぬ公共の利益とはいえない(㊤不充足)。

イ また、旧制度の受給資格を喪失させた場合、上記の公平性は担保されるものの、それによって旧制度のもとで遺族年金を受給していた配偶者は受給資格を喪失し、遺族年金を受給できなくなり得る。仮に子がいる場合には、2万円程度の減収にとどまるものの、子がいなかった場合には配偶者の受給資格がなければ一切の受給ができなくなる。子がいる場合であっても、養育費のことを考慮すると、なお生活への大きな影響

が生じる。そうすると、制限によって失われる利益が得られる利益よりも大きく、①を満たすとしても上記制限は相当性を欠き、必要最小限度のものとはいえない(②不充足)。

ウ したがって、上記制限は正当化されない。

(3) よって、新制度案第5は25条1項に反し、違憲である。

第二 設問2

1. 年齢による区別について

(1) Xの意見に対しては、配偶者が受給資格を有しなくともその子が受給資格者となること、及び遺族年金以外にも生活保護等の制度が用意されていることから、当該区別は目的との関係で合理的関連性を有するとの反論が想定される。

(2) しかし、夫婦間の子が受給できることと年齢要件による区別とは無関係である。また、生活保護は遺族年金とは異なる趣旨のものであって、そもそも遺族年金を受給できない者が必ず生活保護を受給することができるとはいえない。このことを考慮すると、区別と目的との間に合理的関連性はない。したがって、上記反論は失当であり、上記区別は14条1項に反し、違憲である。

2. 性別による区別について

(1) Xの意見に対し、性別による区別には統計上の裏付けがあり、目的との関係で合理的関連性を有するとの反論が想定される。

(2) 確かに、男女間の就労状況等に関する統計上の裏付けがあり、この点は否定できない。もっとも、上記区別の目的は、特に女性の就労促進を期待するものであるところ、上記統計によって定められた区別は現状を固定化するものであって、新制度案の首尾一貫性に欠ける。そのため、なお合理的関連性は認められない。したがって、上記反論は失当であり、上記区別は14条1項に反し、違憲である。

3. 受給資格の喪失について

(1) Xの意見に対し、いわゆる制度後退禁止原則は認められないとの反論が想定される。

(2) この点、社会福祉立法は必ずしも「最低限度の生活」を具体化するものとは限られないため、反論の通り制度後退禁止原則は妥当しない。また、生存権は極めて抽象的・相対的概念であり、その具体化にあたっては専門技術的・政策的判断を要するため、国会には立法裁量が認められる。そのため、著しく合理性を欠くことが明らかであるとして裁量の逸脱濫用が認められない限り、25条1項に反しない。

本件では、経過措置が規定されており、旧制度のもとでの受給資格者の利益にも配慮はされている。そのため、著しく合理性を欠くことが明らかとはいえない。したがって、上記反論は正当であり、25条1項に反せず合憲である。

以 上